

| 申立ての内容 | 申立てへの対応 |
|--|--|
| <p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要目標</p> <p>【原文】 <u>「・・・NHS（高血圧症治療薬）研究において、臨床研究に関する倫理指針違反があったことから、・・・」</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 <u>「・・・NHS（高血圧症治療薬）研究において恣意的なデータの操作はなかったが、研究実施計画書の変更手続きが行われていなかった点において、臨床研究に関する倫理指針違反があったことから、・・・」</u></p> <p>【理由】 臨床研究実施計画書の変更について、米国国立衛生研究所(NIH)に報告していたにもかかわらず臨床研究に関する倫理指針に基づく変更手続きを行っていなかった点において同指針に違反していたことを明確にするため。</p> | <p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 申立理由に記述のある事実も踏まえた文案としているため。</p> |

| 申立ての内容 | 申立てへの対応 |
|---|--|
| <p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要目標</p> <p>【原文】 「○ 大学院生が論文の盗用を行っていた事例があったことから、研究倫理教育の強化を図るなど、再発防止に向けた組織的な取組を行うことが求められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 本事例は、法令違反ではなく学生への教育指導上の観点から大学の名誉・信用を著しく失墜させる行為として名古屋大学大学院通則第三十七条の規定に基づき処したものであることから、国立大学法人法第三十五条により準用される独立行政法人通則法第三十二条に基づく各事業年度に係る業務の実績に関する評価における「その他業務運営（施設設備の整備・活用、安全管理、法令遵守）」において指摘されるべき事案に当たらないと本学としては考えるため。</p> <p>（なお、「平成25事業年度に係る業務の実績に関する報告書（P. 24）」に記載のとおり、本学では、研究活動における不正防止策の一つとして、論文剽窃チェックツール（iThenticate）を導入し運用を開始するなど、不正を未然に防止するための組織的な取組をすでに行っている。）</p> | <p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進することは、大学の業務に当然に含まれるものである。</p> <p>なお、研究活動の不正行為に対する取組については、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会より平成25年12月16日付けの「平成24年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について」において、「研究活動における不正行為の防止についてより一層厳格な評価を実施し、各法人における必要な改善を促すべきであること。」とされており、そのことについては、平成25年12月25日付けの国立大学法人評価委員会事務局事務連絡「平成24年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関する評価の結果への意見について」において通知しているほか、平成25年度評価実施に先立って平成26年4月11日に発出した国立大学法人評価委員会事務局事務連絡「平成25事業年度に係る業務の実績に関する報告書の記載方法等について」においても、「平成25年度評価では、各法人において当該年度に研究活動の不正防止や研究者倫理教育等について取り組んだ事項、特に平成24年度以前に比べて強化を図った事項について、実績報告書の「（4）その他の業務運営に関する特記事項」欄に具体的に記載してください。」としており、研究活動の不正行為については、「その他業務運営」に関する評価の対象であることは既に知らせているところである。</p> |

